

(平成26年5月19日制定)

浜松市議会基本条例

目次

前文

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 議員の責務及び役割等（第4条－第7条）
- 第3章 市民と議会との関係（第8条－第12条）
- 第4章 市長等と議会との関係（第13条－第15条）
- 第5章 議会運営の原則等（第16条－第18条）
- 第6章 議会改革の推進（第19条）
- 第7章 議会の機能強化（第20条・第21条）
- 第8章 雑則（第22条・第23条）

附則

近年、地方分権改革の進展により、地方自治体の自己決定権と責任の範囲が拡大され、地域自らの責任と決定によるまちづくりが求められることとなり、地方自治を取り巻く環境は大きく変化してきている。

本市は、平成17年の12市町村の合併を経て、平成19年には政令指定都市へ移行したが、合併により都市部だけでなく、中山間地の対策など様々な視点から行政を進める、いわば国土縮図型の都市となった。

このため、市民が市長及び議員を直接選挙するという二元代表制の一翼を担う市議会としても、様々な地域課題の解決に向け、議会の果たすべき責務及び役割はますます増大してきている。

本市議会においても、議会の効率的・効果的運営に係る議会改革に取り組んできたが、これまで以上にその役割を果たし、真の地方自治の実現を目指すためには、市民の意思を的確に把握し、市政に適切に反映させるとともに、市民に開かれ、信頼される議会の構築に一層努めなければならない。

そのためには、市長及びその他の執行機関との立場や機能の違いを踏まえ、互いの役割を尊重しつつ、公平かつ公正な議論を尽くし、その機能を最大限に発揮する必要がある。

ここに、本市議会は、議会の基本理念を明らかにするとともに、議員の責務及び役割、議会運営の原則等の本市議会に関する基本的事項を定めることにより、市民の視点に立って、市民の負託に的確にこたえていくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、議会の基本理念を明らかにするとともに、議員の責務及び役割、議会運営の原則等議会に関する基本的事項を定めることにより、市民の負託に的確にこたえ、もって市民福祉の増進及び市勢の発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 議会は、二元代表制の下、市民を代表し、市の意思決定を担う議決機関として、市民の意思を市政に反映させるため、公平かつ公正な議論を尽くし、その機能を最大限に発揮することにより、真の地方自治の実現を目指すものとする。

(基本方針)

第3条 議会は、前条の基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づき議会活動を行うものとする。

- (1) 議会に提出された議案の審議及び審査を行うほか、政策立案及び政策提言に取り組むこと。
- (2) 市長及びその他の執行機関（以下「市長等」という。）の事務の執行を監視し、及び評価する機能を強化すること。
- (3) 市民に開かれた議会運営を行うとともに、議会活動に関する市民への説明責任を果たすこと。
- (4) 市民の意思を的確に把握し、市政に適切に反映させること。
- (5) 地方分権の進展に対応した新たな議会の運営体制の確立を図るため、議会改革に継続的に取り組むこと。

第2章 議員の責務及び役割等

(議員の責務)

第4条 議員は、市民の代表として、常に市民全体の利益を考え、市政の課題及びこれに対する市民の意思を的確に把握することにより、議会活動を通じて市民の負託にこたえる責務を有する。

(議員の役割)

第5条 議員は、前条の責務を果たすため、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 本会議及び委員会（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。）において、審議及び審査等を行うとともに、必要に応じて議案を提出すること。
- (2) 市政の課題及び施策に関する情報収集、調査研究及び提言を行うこと。
- (3) 市政について、市民に説明すること。
- (4) 市民との意見交換等により市政に関する市民の意思を把握すること。

2 議員は、前項各号に掲げる役割を果たすため、不断の研さんに努め、資質の向上を図るものとする。

(政治倫理)

第6条 議員は、市民の負託により、市政に携わる権能と責務を有すること、自らに重

大な使命と高い倫理の保持が課せられていることを深く認識し、市民の代表者としての自覚を持ち、公正、誠実及び清廉を基本として、常に品位を保持し、及び識見を養うよう努めなければならない。

(会派)

第7条 議員は、議会活動を円滑に遂行するために、政策を中心とした同一の理念を共有する者で会派を結成することができる。

2 会派は、所属する議員の活動を支援するとともに、政策立案及び政策提言のために調査研究を行い、必要に応じて会派間の調整に努めるものとする。

第3章 市民と議会との関係

(市民の意思反映及び参加確保)

第8条 議会は、市民の意思を的確に把握し、市政に適切に反映させるため、次に掲げる方法により、市民が議会活動に参加する機会を確保するよう努めるものとする。

- (1) 議会運営に当たり、参考人及び公聴会の制度を活用すること。
- (2) 請願及び陳情等は、市民による政策提案としてとらえ、誠実に対処すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要に応じ市民に係る多様な行政課題を広く把握すること。

(議会の説明責任)

第9条 議会は、議会運営における公正性及び透明性を確保するために必要な情報を公表するとともに、議会活動を広く市民に公開し、市民に対する説明責任を果たすものとする。

(本会議及び委員会の公開等)

第10条 議会は、本会議及び委員会を原則として公開し、多様な意思決定過程を市民に対して明らかにするよう努めるとともに、議案等に対する賛否を公表するものとする。

(議会活動に関する資料の公開)

第11条 議会は、浜松市情報公開条例(平成13年浜松市条例第32号)によるほか、積極的に議会活動に関する資料を公開するものとする。

(広報及び広聴の充実)

第12条 議会は、市民に開かれた議会を実現するため、多様な手段を活用し、広報及び広聴の充実に努めるものとする。

第4章 市長等と議会との関係

(市長等と議会との関係の基本原則)

第13条 議会は、二元代表制の下、市長等との立場及び機能の違いを踏まえ、互いの役割を尊重しつつ、共通の目標である市民福祉の増進及び市勢の発展のために努めるものとする。

(監視及び評価)

第14条 議会は、市長等の事務の執行が、適正かつ公平に、及び効率性をもって行われているか監視するとともに、その効果及び成果について評価し、市長等に対し、適切な措置又は対応を講じるよう要請するものとする。

(政策立案及び政策提言)

第15条 議会は、議案の提出、決議等を通じて、積極的に政策立案及び市長等に対する政策提言を行うものとする。

第5章 議会運営の原則等

(議会運営の原則)

第16条 議会は、議決機関としての責任を深く認識し、公正かつ透明な運営に努めなければならない。

2 議会は、その機能が十分に発揮されるよう、円滑かつ効率的な運営に努めなければならない。

(質問等の充実)

第17条 議員は、本会議及び委員会において質問又は質疑を行うに当たっては、第4条に規定する議員の責務を自覚し、その内容及び方法の充実に努めるものとする。

(議員間の討議)

第18条 委員会は、議員相互間の討議を積極的に活用し、その機能を十分に発揮するよう努めなければならない。

第6章 議会改革の推進

第19条 議会は、地方分権の進展等議会を取り巻く社会情勢の変化に対応するため、継続的に議会改革に取り組むものとする。

2 議会は、継続的な議会改革の推進に関し協議又は調整を行うための組織を設置することができる。

第7章 議会の機能強化

(議会の機能強化)

第20条 議会は、市長等の事務の執行に係る監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する議会の機能の強化に努めるものとする。

(議会事務局)

第21条 議会は、議会の政策立案等に関する機能の強化及び議会活動の円滑かつ効率的な実施に資するため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備に努めるものとする。

2 議長は、議会事務局に専門的知識を有する職員を配置するよう努めるとともに、職員の専門性を高めるために研修等必要な措置を講じるものとする。

第8章 雑則

(他の条例等との関係)

第22条 この条例は、議会に関する基本的な事項を定める条例であり、議会に関する

他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図るものとする。

(条例の見直し)

第23条 議会は、社会情勢の変化、市民の意見等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。